

[第一章 総則（第一条—第五条）](#)[第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）](#)[第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）](#)[第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）](#)[第五章 罰則（第二十九条・第三十条）](#)[附則](#)

## 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

**第二条** この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

**2** この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

**3** この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

**4** この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

**5** この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 [老人福祉法](#)（昭和三十八年法律第百三十三号）[第五条の三](#)に規定する老人福祉施設若しくは[同法第二十九条第一項](#)に規定する有料老人ホーム又は[介護保険法](#)（平成九年法律第百二十三号）[第八条第二十一項](#)に規定する地域密着型介護老人福祉施設、[同条第二十六項](#)に規定する介護老人福祉施設、[同条第二十七項](#)に規定する介護老人保健施設若しくは[同法第一百五條の四十六第一項](#)に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 [老人福祉法第五条の二第一項](#) に規定する老人居宅生活支援事業又は[介護保険法第八条第一項](#) に規定する居宅サービス事業、[同条第十四項](#) に規定する地域密着型サービス事業、[同条第二十三項](#) に規定する居宅介護支援事業、[同法第八条の二第一項](#) に規定する介護予防サービス事業、[同条第十四項](#) に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは[同条第十八項](#) に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（[障害者基本法](#)（昭和四十五年法律第八十四号）[第二条第一号](#) に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。
- （国及び地方公共団体の責務等）

**第三条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

**第四条** 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

**第五条** 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

**第六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

**第七条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 [刑法](#)（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第八条** 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

**第九条** 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に[老人福祉法第二十条の三](#)に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、[同法第十条の四第一項](#)若しくは[第十一条第一項](#)の規定による措置を講じ、又は、適切に、[同法第三十二条](#)の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

**第十条** 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について[老人福祉法第十条の四第一項第三号](#)又は[第十一条第一項第一号](#)若しくは[第二号](#)の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

**第十一条** 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、[介護保険法第一百五十五条の四十六第二項](#)の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

**第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な[警察官職務執行法](#)（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

**第十三条** 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について[老人福祉法第十一条第一項第二号](#)又は[第三号](#)の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

**第十四条** 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認めるときに高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

**第十五条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

**第十六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、[老人福祉法第二十条の七の二第一項](#)に規定する老人介護支援センター、[介護保険法第百十五条の四十六第三項](#)の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

**第十七条** 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

**第十八条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

**第十九条** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

**第二十条** 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

**第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 [刑法](#) の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十二条** 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、[地方自治法](#)（昭和二十二年法律第六十七号）[第二百五十二条の十九第一項](#) の指定都市及び[同法第二百五十二条の二十二第一項](#) の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

**第二十三条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。  
（通報等を受けた場合の措置）

**第二十四条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、[老人福祉法](#) 又は[介護保険法](#) の規定による権限を適切に行使するものとする。  
（公表）

**第二十五条** 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第四章 雑則

（調査研究）

**第二十六条** 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。  
（財産上の不当取引による被害の防止等）

**第二十七条** 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、[老人福祉法第三十二条](#)の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第五章 罰則

**第二十九条** 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。  
(検討)
- 2 高齢者以外のものであって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日
- 二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日
- 四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定 平成二十年四月一日
- 五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百一条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百二十一条並びに第百二十九条の規定 平成二十年十月一日
- 六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

**第百三十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

**第百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 （平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

**第五十一条** この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則 （平成二三年六月二四日法律第七九号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

## 資料 2

## 高齢者虐待対応帳票

## 相談・通報・届出受付票（総合相談）

|              |                |  |   |
|--------------|----------------|--|---|
| 相談年月日        | 年 月 日 時 分～ 時 分 | 対応者：   | 所属機関：   |
| 相談者<br>(通報者) | 氏名             | 受付方法   | <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
|              | 住所または<br>所属機関名 | 電話番号   |   |
|              | 本人との<br>関係     | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族（同居・別居）続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員<br><input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所<br><input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他（ ） |   |

## 【本人の状況】

|        |   |  |   |           |   |
|--------|---|--|---|-----------|---|
| 氏名     | 性別  | 生年月日   | <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 | 年齢        | 歳 |
| 現住所    | 住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異  |  |   |           |   |
| 電話：    | その他連絡先：（続柄： ）   |  |   |           |   |
| 居所     | <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院（ ） <input type="checkbox"/> 施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）   |  |   |           |   |
| 介護認定   | <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 要介護（ ） <input type="checkbox"/> 申請中（月 日） <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定 |  |   |           |   |
| 利用サービス | 介護保険  | <input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし |   | 介護支援専門員   |   |
|        | 介護保険外   | <input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし |   | 居宅介護支援事業所 |   |
| 主疾患    | <input type="checkbox"/> 一般（ ） <input type="checkbox"/> 認知症（ ） <input type="checkbox"/> 精神疾患（ ） <input type="checkbox"/> 難病（ ）  |  |   |           |   |
| 身体状況   | 障害手帳  |  | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（等級： 種別： ）                           |           |   |
| 経済状況   | 生活保護受給（ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり）  |  |   |           |   |

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

|  |
|--|
|  |
|--|

## 【世帯構成】

|              |
|--------------|
| 家族状況（ジェノグラム） |
|              |

## 【介護者の状況】

|         |   |    |
|---------|---|----|
| 氏名      | 年齢  | 歳  |
| 続柄      | <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者   |    |
|         | <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟 |    |
|         | <input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他（ ）                               |    |
| 連絡先     | <input type="checkbox"/> 同上   |    |
|         | 電話番号  | 職業 |
| その他特記事項 |   |    |

## 【主訴・相談の概要】

|        |   |
|--------|---|
| 相談内容   |   |
| 虐待の可能性 | <input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする【疑い】<br><input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる【疑い】<br><input type="checkbox"/> 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない【疑い】<br><input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない【疑い】<br><input type="checkbox"/> あざや傷がある【疑い】<br><input type="checkbox"/> 問いかげに反応がない、無表情、怯えている【疑い】<br><input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない【疑い】<br><input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない【疑い】<br><input type="checkbox"/> 介護者の態度（ ）<br><input type="checkbox"/> その他（具体的内容を記載） |
| 情報源    | 相談者（通報・届出者）は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した<br><input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者（ ）から聞いた  |

## 【今後の対応】

|   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋（機関名： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）<br><input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 権利擁護対応（虐待対応を除く） <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 <input type="checkbox"/> その他（ ）<br>備考（ ） |
|---|

## 高齢者虐待情報共有・協議票

### 【虐待の可能性（通報段階）】

|                  |  |
|------------------|--|
| 虐待の可能性<br>(通報段階) | <input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放任の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い<br><input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況 ( ) |
|------------------|--|

### 【情報収集依頼項目】

依頼日時：       年       月       日       時       分

依頼先： \_\_\_\_\_ 依頼方法（電話 訪問 その他）

|         |   |  |                                       |                                     |
|---------|---|--|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 世帯構成    | <input type="checkbox"/> 住民票              | <input type="checkbox"/> その他 ( )         |                                       |                                     |
| 介護保険    | <input type="checkbox"/> 介護認定の有無          | <input type="checkbox"/> 担当居宅介護支援事業所     | <input type="checkbox"/> 介護保険料所得段階    | <input type="checkbox"/> 介護保険料納付状況  |
| 福祉サービス等 | <input type="checkbox"/> 生活保護の受給          | <input type="checkbox"/> 障害者手帳の有無（身・知・精） | <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用状況 | <input type="checkbox"/>            |
| 経済状況    | <input type="checkbox"/> 課税状況             | <input type="checkbox"/> 国民年金            | <input type="checkbox"/> 障害年金         | <input type="checkbox"/> 国民健康保険納付状況 |
|         | <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料納付状況 | <input type="checkbox"/> 水道料金滞納状況        | <input type="checkbox"/> 公営住宅家賃滞納状況   |                                     |
| 関係機関等   | <input type="checkbox"/> 主治医・医療機関         | <input type="checkbox"/> 保健所・保健センターの関与   | <input type="checkbox"/> 他機関 ( ) の関与  |                                     |
| その他     | <input type="checkbox"/> ( )              | <input type="checkbox"/> ( )             |                                       |                                     |

**※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する**

### 【事実確認の方法と役割分担】

協議日時：       年       月       日       時       分

協議者： \_\_\_\_\_ 協議方法（電話 訪問 その他）

|                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| 事実確認の方法                            | 面接調査   | 高齢者： <input type="checkbox"/> 自宅訪問 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他の場所 ( ) 面接者 ( , ) |
|                                    |  | 養護者： <input type="checkbox"/> 自宅訪問 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他の場所 ( ) 面接者 ( , ) |
|                                    | 関係者からの聞き取り   | <input type="checkbox"/> ケース会議等（担当： ( )）   |
|                                    |  | <input type="checkbox"/> 関係者・関係機関 1 ( ) 担当： ( )  |
|                                    |  | <input type="checkbox"/> 関係者・関係機関 2 ( ) 担当： ( )  |
|                                    | <input type="checkbox"/> 関係者・関係機関 3 ( ) 担当： ( )        |  |
| <b>※訪問時の状況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載</b> |  |  |
| 事実確認中に予測されるリスクと対応方法                |  |  |
| 事実確認期限                             | 年       月       日       時迄 ※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する |  |

**※事実確認の方法と役割分担に関する協議が終わったら「事実確認」へ**

事実確認票－チェックシート

確認者：

確認日時： 年 月 日 時 ～ 年 月 日 時

|                                 |   |    |   |      |        |    |   |
|---------------------------------|---|----|---|------|--------|----|---|
| 高齢者本人氏名                         |   | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 | 生年月日 | 年 月 日生 | 年齢 | 歳 |
| 確認場所                            | <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来所（ <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター） <input type="checkbox"/> その他（ ） |    |   |      |        |    |   |
| 確認時の同席者の有無                      | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（氏名： ）   |    |   |      |        |    |   |
| 発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入） |   |    |   |      |        |    |   |
| 【本人】                            |   |    |   |      |        |    |   |
| 【養護者】                           |   |    |   |      |        |    |   |
| 【第三者】：（ ）                       |   |    |   |      |        |    |   |
| 虐待の全体的状況                        |   |    |   |      |        |    |   |
| 発生状況                            |   |    |   |      |        |    |   |
| 1. 虐待が始まったと思われる時期： 年 月頃         |   |    |   |      |        |    |   |
| 2. 虐待が発生する頻度：                   |   |    |   |      |        |    |   |
| 3. 虐待が発生するきっかけ：                 |   |    |   |      |        |    |   |
| 4. 虐待が発生しやすい時間帯：                |   |    |   |      |        |    |   |

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II（出典：東京都健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成）

### 事実確認項目(サイン)

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

| 通   | 確認日 | 確認項目              | サイン;当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば( )に簡単に記入                              | 確認方法(番号に○印またはチェック)<br>確認者(カッコ内に「誰が」、「誰(何)から」を記入)<br>1写真、2目視、3記録、4聞き取り、5その他 |
|---|-----|-------------------|---|--|
| 身体<br>の状態<br>・<br>けが等                       |     | <b>外傷等</b>        | <b>頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥瘡、その他( )</b><br>部位: ( )<br>大きさ: ( )       | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | <b>全身状態・意識レベル</b> | <b>全身衰弱、意識混濁、その他( )</b>   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | <b>脱水症状</b>       | <b>重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他( )</b>                                 | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | <b>栄養状態等</b>      | <b>栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他( )</b>   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | あざや傷              | 身体に複数のあざ、頻発なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫脹、その他( )<br>部位: ( )<br>大きさ: ( )<br>色: ( ) | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 体重の増減             | 急な体重の減少、やせすぎ、その他( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 出血や傷の有無           | 生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | その他               | ( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
| 生活<br>の<br>状況                               |     | 衣服・寝具の清潔さ         | 着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシャツ、その他( )                                     | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 身体の清潔さ            | 身体の臭気、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放しの爪、その他( )                                     | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 適切な食事             | 菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他( )                               | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 適切な睡眠             | 不眠の訴え、不規則な睡眠、その他( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 行為の制限             | 自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他( )                    | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 不自然な状況            | 資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他( )                        | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 住環境の適切さ           | 臭気がある、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他( )                                     | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | その他               | ( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
| 話<br>の<br>内容                                |     | <b>恐怖や不安の訴え</b>   | <b>「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他( )</b>                               | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | <b>保護の訴え</b>      | <b>「殺される」「OOが怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りにたくない」などの発言、その他( )</b>          | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | <b>強い自殺念慮</b>     | <b>「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他( )</b>                                   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | あざや傷の説明           | つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他( )                                     | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 金銭の訴え             | 「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他( )                            | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 性的事柄の訴え           | 「生殖器の写真が撮られた」などの発言、その他( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 話のためらい            | 関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他( )  | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | その他               | ( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
| 表情<br>・<br>態度                               |     | おびえ、不安            | おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他( )                                     | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 無気力さ              | 無気力な表情、問いかけに無反応、その他( )  | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 態度の変化             | 家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他( )                            | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | その他               | ( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 適切な医療の受診          | 家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他( )                                       | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 適切な服薬の管理          | 本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他( )                             | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
| サー<br>ビス<br>な<br>ど<br>の<br>利<br>用<br>状<br>況 |     | 入退院の状況            | 入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 適切な介護等サービス        | 必要であるが未利用、勧めでも無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他( )                               | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 支援のためらい・拒否        | 援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他( )  | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 費用負担              | サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他( )                                  | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | その他               | ( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | その他               | ( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
| 養<br>護<br>者<br>の<br>態<br>度<br>等             |     | <b>支援者への発言</b>    | <b>「何をしてくれるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他( )</b>                    | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | <b>保護の訴え</b>      | <b>虐待者が高齢者の保護を求めている、その他( )</b>  | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | <b>暴力、脅し等</b>     | <b>刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他( )</b>                                   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 高齢者に対する態度         | 冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他( )  | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 高齢者への発言           | 「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他( )                           | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 支援者に対する態度         | 援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他( )                            | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | 精神状態・判断能力         | 虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他( )                                       | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |
|   |     | その他               | ( )   | ( )が( )から確認した<br>1、2、3、4、5   |



|   |  |                          |
|---|--|--------------------------|
| Ⅱ. 養護者の情報 面接担当者氏名:  |  | 虐待発生<br>リスク              |
| 【養護者の希望】 居所の希望: <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明                         |  | <input type="checkbox"/> |
| 【健康状態等】   |  | <input type="checkbox"/> |
| 疾病・傷病:  | 既往歴:   |                          |
| 受診状況:   | 服薬状況(種類):  |                          |
| 受診状況:   | 服薬状況(種類):  |                          |
| 診断の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>具体的症状等⇒  |  |                          |
| 性格的な偏り:   |  | <input type="checkbox"/> |
| 障害: <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 ( <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い ) <input type="checkbox"/> 知的障害 ( <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い ) |  |                          |
| 【介護負担】  |  |                          |
| 被虐待高齢者に対する介護意欲: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明   | 介護技術・知識: <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明 | <input type="checkbox"/> |
| 1日の介護時間: <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明  | 介護の代替者: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明  |                          |
| 介護期間 (いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など) ※期間と負担原因を明確に   |  |                          |
| 平均睡眠時間: およそ ____ 時間   |  | <input type="checkbox"/> |
| 【就労状況】  |  |                          |
| 就労状況: <input type="checkbox"/> 就労 (就労曜日 ____ ~ ____ 就労時間 ____ 時 ~ ____ 時)、雇用形態 ( <input type="checkbox"/> 正規、 <input type="checkbox"/> 非正規 ) <input type="checkbox"/> 非就労   |  |                          |
| 【経済状況】  |  | <input type="checkbox"/> |
| 収入額 月 ____ 万円 (内訳: ) 預貯金等 ____ 万円 借金 ____ 万円  |  |                          |
| <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> 被虐待高齢者の年金に生活費を依存  |  |                          |
| <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他 ( )  |  | <input type="checkbox"/> |
| 【近隣との関係】  |  |                          |
| <input type="checkbox"/> 良好 ( ) <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明  |  | <input type="checkbox"/> |
| Ⅲ. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)  |  |                          |
| ※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する   |  | <input type="checkbox"/> |
| Ⅳ. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)   |  |                          |
| ※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する   |  | <input type="checkbox"/> |
| 【全体のまとめ】: I ~ IVで抽出された虐待発生の要因の結果を踏まえて、分析、課題を整理する。<br>※計画書(1)の「総合的な対応方針」、計画書(2)の「対応困難な課題/今後検討しなければいけない事項」に反映する   |  |                          |
| I. 高齢者本人  |  |                          |
| II. 養護者   |  |                          |
| III. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)  |  |                          |
| IV. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等)   |  |                          |
| V. 今後の課題  |  |                          |

第1表

高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)～コアメンバー会議用

|        |     |
|--------|-----|
| 決裁欄(例) |     |
| 課長     | 係長  |
|        | 担当者 |

高齢者本人氏名

殿

計画作成者所属

地域包括支援センター

計画作成者氏名

初回計画作成日 年 月 日 時 分～ 時 分

会議日時:

|                                  |             |   |
|----------------------------------|-------------|---|
| 会議目的                             | 出席者         | 氏名<br>所属:<br>氏名<br>氏名<br>氏名   |
| 虐待事実の判断                          | 高齢者本人の意見・希望 | 氏名<br>所属:<br>氏名<br>氏名<br>氏名   |
| 虐待事実の判断根拠                        |             |   |
| 緊急性の判断                           |             |   |
| 緊急性の判断根拠                         | 養護者の意見・希望   |   |
| 総合的な対応方針<br>※「アセスメント要約票」全体のまとめより | 対応の内容       | ※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明<br><input type="checkbox"/> 事実確認を継続(期限を区切った継続方針)<br><input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請<br><input type="checkbox"/> 緊急分離保護 ( ) <input type="checkbox"/> 入院 ( )<br><input type="checkbox"/> 面会制限<br><input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整 ( )<br>【措置の適用】<br><input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護<br><input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護<br><input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム<br><input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 検討中 (理由：<br><input type="checkbox"/> 成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用<br><input type="checkbox"/> 経済的支援 (生活保護相談・申請/各種減免手続き等) ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |

第2表

高齢者虐待対応会議記録・計画書(2)～コアメンバー会議用

|          |     |       |
|----------|-----|-------|
| 決 裁 欄(例) |     |       |
| 課 長      | 係 長 | 担 当 者 |
|          |     |       |

| 対象   | 優先順位 | 課題 | 目標 | 対応方法(具体的な役割分担) |                          |
|--|------|----|----|----------------|--------------------------|
|  |      |    |    | 何を・どのように       | 関係機関・担当者等<br>実施日時・期間/評価日 |
| 高齢者  |      |    |    |                |                          |
| 養護者  |      |    |    |                |                          |
| その他の家族関係者  |      |    |    |                |                          |
| 対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(アセスメント要約票の全体のまとめから記載) |      |    |    | 計画評価予定日        | 年 月 日                    |

\*記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II (出典:東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第3版)」、新潟県三条市作成様式を参考に作成)

第1表

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)

| 決裁欄(例) |    |     |
|--------|----|-----|
| 課長     | 係長 | 担当者 |
|        |    |     |

高齢者本人氏名

殿

計画作成者所属

地域包括支援センター

計画作成者氏名

|              |       |       |        |
|--------------|-------|-------|--------|
| 計画作成段階       | 見直し   | 措置解除  | 虐待終結   |
| 計画の作成回数: 〇〇回 | 目(初回) | 計画作成日 | 年 月 日) |

計画作成日 年 月 日

会議日時: 年 月 日 時 分 ~ 時 分

|  |     |                                     |                                     |
|--|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会議目的   | 出席者 | 所属:<br>氏名<br>所属:<br>氏名<br>所属:<br>氏名 | 所属:<br>氏名<br>所属:<br>氏名<br>所属:<br>氏名 |
| 高齢者本人の<br>意見・希望                              |     |                                     | 関連機関等連携マップ                          |
| 表議者の<br>意見・希望                                |     |                                     | ※「アセスメント要約票」のⅢ、Ⅳを集約する               |
| 総合的な対応方<br>針<br>※「アセスメント<br>要約票」全体の<br>まとめ方) |     |                                     |                                     |

※支援の必要性 あり なし 不明

第2表

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

|    |  |    |  |    |  |
|----|--|----|--|----|--|
| 課長 |  | 係長 |  | 担当 |  |
|    |  |    |  |    |  |

| 対象<br>種別                                   | 課題 | 目標 | 対応方法(具体的な役割分担) |                          |
|--|----|----|----------------|--------------------------|
|  |    |    | 何を・どのように       | 関係機関・担当者等<br>実施日時・期間／評価日 |
| 高齢者  |    |    |                |                          |
| 養護者  |    |    |                |                          |
| その他の家族<br>関係者                              |    |    |                |                          |
| 対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など(虐待終結に向けた課題等を記載) |    |    | 計画評価予定日        | 年 月 日                    |

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II (出典:東京都健康長寿医療センター研究所「支障十画書(第2版)」、新潟県三上市作成様式を参考に作成)

# 高齢者虐待対応評価会議記録票

|        |        |
|--------|--------|
| 決裁欄(例) |        |
| 課長     | 係長 担当者 |

高齢者本人氏名 \_\_\_\_\_ 殿  
 計画作成者所属 \_\_\_\_\_ 地域包括支援センター  
 計画作成者氏名 \_\_\_\_\_

計画評価: \_\_\_\_\_ 回目 記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 会議日時: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

| 会議目的   | 出席者   | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
|--|---|----|----|----|----|----|
| 議題番号   | 所屬  | 所屬 | 所屬 | 所屬 | 所屬 | 所屬 |
| 目標   | 確認した事実と日付   |    |    |    |    |    |
| 実施状況(誰がどのよりに取り組んだか) 計画通りの役割分担・対応方法を実施した場合には、□にチェック | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |    |    |    |    |    |
| 判定   | 高齢者本人の状況(意見・希望)<br>養護者の状況(意見・希望)  |    |    |    |    |    |
| 虐待種別   | 1. 身体的虐待<br>2. 放棄・放任<br>3. 心理的虐待<br>2. 性的虐待<br>5. 経済的虐待<br>6. その他   |    |    |    |    |    |
| 虐待発生のリスク状況   | 【判定欄に該当番号を記入】<br>1. 虐待が発生している<br>2. 虐待の疑いがある<br>3. 一時的に解消(再発の可能性が残る)<br>4. 虐待は解消した<br>5. 虐待は確認されていない  |    |    |    |    |    |
| 新たな対応計画の必要性  | 評価結果のまとめ( )<br>年 月 日現在の状況)  |    |    |    |    |    |
| 養護者支援の必要性  | 今後の対応<br>養護者支援の必要性 □あり □なし  |    |    |    |    |    |
| 虐待対応の最終  | 1. 権利擁護対応(虐待対応を除外)に移行<br>2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続<br>3. アセスメント、虐待対応計画の見直し<br>4. その他( )  |    |    |    |    |    |

## 用語集

- あ -

**アセスメント**

「評価」「査定」「事前評価」。利用者に関する情報収集を示す。

**医療ソーシャルワーカー**

(MSW～Medical Social Worker)

主に病院において、疾病を有する患者等が、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る相談専門職。

**ADL (Activities of Daily Living)**

人間が毎日の生活を送るための基本的動作のことであり、具体的には身の回りの動作（食事、更衣、整容、排泄、入浴の各動作）と移動動作を指す。

**オンブズマン制度**

行政から一定の権限を与えられた行政監査官（オンブズマン）が行政機関に対する苦情の処理をする制度のこと。より広い意味では民間団体などが行政開示制度などを利用して行政の活動を監視する仕組みも指す。

- か -

**介護保険サービス**

介護保険制度により受けられるサービスの総称。2000年4月から介護保険法によって制定。

**介護予防サービス事業**

老化予防や心身の健康維持、向上を目的とし、それを支援するサービス（対象は要介護認定で「要支援1」「要支援2」と判定された方）。

**介護予防事業**

介護が必要な状態になることを防ぎ、元気でいきいきとした暮らしを続けていくための事業。介護が必要な状態ではないが、生活機能が低下していて、将来的に要介護状態になるおそれのある65歳以上の人が対象（介護保険給付の対象外の方）。

**介護療養型医療施設**

要介護1から5の認定を受けている方が入所対象。急性期の治療が終わって自宅へ帰るまでの間に、治療や介護、リハビリテーションなどを行うための高齢者の施設であり、自宅での自立した日常生活を送ることが出来るようにする施設。

**介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

要介護1から5の認定を受けている方が入所対象。特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設。

**介護老人保健施設**

要介護1から5の認定を受けている方が入所対象。疾病、負傷等により、寝たきりまたはこれに準ずる状態にある要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そ

の他必要な医療を行うと共に、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

### キーパーソン

「鍵を握る人物」といった意味の言葉。介護サービスの提供過程において、ケースカンファレンスを行う場合には、利用者本人と最も信頼関係を築く事ができている人物を指す。また、利用者の意思決定の確認や、支援方針などを決める際、家族や親族の中で介護の中心的な役割を果たす人物のことを指す場合もある。

### 虐待通報義務

高齢者虐待防止法においては、生命または身体に重大な危険が生じている場合は市に通報しなければならない「義務」規定がある。ただし、生命または身体に重大な危機が生じている状態に至らないと判断される場合については、「努力義務」規定となっている。

### 居宅介護支援事業

在宅の要介護状態の高齢者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるよう、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介等を行うケアマネジメントのこと。高齢者から依頼を受けた指定居宅介護支援事業者が行う。

### 居宅介護支援事業所

居宅において介護保険で受けられる指定居宅サービスや特例居宅介護サービスなどの紹介、いろいろなサービスの調整、居宅支援サービス費にかかる費用の計算や請求などを本人に代わって行う事業所。

### 居宅サービス事業

介護保険法において実施される、在宅介護をサポートするためのサービスのこと。訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護などのほか、福祉用具貸与も含む。

### クーリングオフ

特定商取引法における制度。訪問販売の場合、申込書面または契約書面など、契約の内容を記載した書面の交付が消費者になされた日から計算して8日目までをクーリングオフ期間とし、その期間内ならば契約を「最初からなかった」ことにできる。

### ケアマネジャー

正式名称は介護支援専門員。介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。

### ケースカンファレンス

チーム内で方針を決定するための会議のこと。介護に携わるチームが数種の職種から構成されている場合には、わかりやすく「サービス担当者会議」と表現することもできる（終了した事例について評価する場合も行われる）。

### 権利擁護

自らの権利を主張・表明することが難しい人の権利を、主張・表明しやすくしたり代弁したりすること。

### コーディネーター

一般的には、仕事の流れを円滑にする調整役のことを指す。虐待対応においては、支援に携

わる他の機関や団体の人とチーム対応を推進するうえでの調整役をいい、統合的に調整する重要な役割を担う。

### 国民健康保険団体連合会

国民健康保険の診療報酬、介護保険の給付費などの審査支払いを主要業務とする団体で、都道府県に設置されている。また、サービス事業者の対応の悪さ、契約違反などの介護サービスに関して、苦情や不満がある場合の苦情相談窓口にもなっている。

### 個人情報保護法

正式には「個人情報の保護に関する法律」。個人情報の利用が拡大する中で、その適正な取り扱いに関して、基本的な指針・事項、国・地方公共団体の責務等を定めた法律。個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

- さ -

### サービス事業所

サービスを提供する事業所。介護保険法に基づく介護保険事業者と介護保険外事業者に分けられる。要介護者等に、その能力に応じて自立した生活をする事ができるように介護サービスを提供する。

### サービス担当者会議

居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するための話し合いのこと。利用者本人とその家族の視点からケースの検討を行う必要があり、一人の利用者に関わる複数の事業所で協働して実施するところに特徴がある。

### サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省・厚生労働省が所轄する「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により、平成23年10月に創設された制度に基づいた住まい。安否確認や生活相談サービスが必須で、介護、医療、生活支援サービスの提供、連携方法には様々なタイプがある。

### 主訴

主に、医療や福祉の分野で使われる言葉で、患者や被介護者の訴えの中で、中心となる訴えの事。

### 小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービスに位置付けられ、通いを中心として、登録された利用者（定員25名以下）を対象に、施設の職員が利用者宅を訪問したり、利用者が施設に宿泊するサービスを組み合わせる日常生活上の世話、機能訓練を受ける施設。

### 消費者センター

消費生活の安定と向上を図る目的で設置。消費生活相談苦情処理、斡旋、講習会や消費生活に直接かかわる問題に応じ、消費者啓発・育成の場としての活動の拠点。

### 身上監護

本人の生活や健康、療養等に関する職務をいう。例えば、被後見人の住居の確保及び生活環境の整備、施設等の入退所の契約、被後見人の治療や入院などの手続き等を行うことをいう。

## 精神保健福祉士

(PSW~Psychiatric Social Worker)

精神障害者とその家族の生活上・医療上の様々な問題に取り組んでおり、例えば社会復帰施設の利用に関する相談やホームヘルパーの派遣手続きなど、各関係機関と連携して精神障害者が社会復帰を果たすための指導や援助、訓練をおこなっている。

## 成年後見制度

判断能力が不十分な成人の契約・財産管理・遺産分割協議などを、選任された成年後見人が代理して行う制度。補助・保佐・後見の3類型がある。

- た -

## 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。地域包括支援センターには保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かしつつ相互に連携しながら業務にあたっている。法律上は市町村業務である地域支援事業を行う機関であるが、外部委託も可能。

## 地域密着型（介護予防）サービス事業

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けるためのサービスとして、平成18年の介護保険法の改正で創設された。

介護度によって、①(介護予防)認知症対応型通所介護(デイサービス)、②(介護予防)小規模多機能型居宅介護、③(介護予防)認知症対応型共同生活介護(高齢者グループホーム)、④夜間対応型訪問介護、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所

者生活介護などのサービスを利用することができる(原則として、その事業所所在地の被保険者だけが利用できる)。

## 苫小牧市高齢者虐待対応支援マニュアル

苫小牧市の地域包括支援センター連絡協議会が中心となり作成したマニュアル。高齢者虐待に対する共通認識をもち、早期発見、介入・支援、相談窓口と関係機関のネットワークのあり方等の指針が示されている。

- な -

## ニーズ

ニーズとは、欲求、要求、需要を意味し、人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本的条件やサービスが欠けている状態の時、ニーズを持っていると判断する。

## 認知症鑑別診断

認知症と似たような症状の病気として、うつ病(仮性認知症)やせん妄などがある。医師が認知症であるかどうかを診断するうえで、よく似た病気と区別することを鑑別診断という。

## 認知症初期集中支援チーム

地域における認知症のある方・疑われる方を対象とし、専門職で構成されたチームが本人や家族、民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどから相談を受け、居宅訪問、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、本人や家族の自立生活のサポートを行う。

## 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症を持つ高齢者が、1ユニット9人以下の少人数で、家庭的な雰囲気の中で共同生活

をしながら、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話、機能訓練などが受けられる施設。原則として、住民票をおいている市町村の施設を利用することができる。認知症の診断を受けた、要介護、要支援 2 の方が利用できる。

#### 認知症地域支援推進員

市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を持つ者。

- は -

#### 長谷川式簡易知能評価スケール

認知症の診断において、記憶力・記銘力・見当識障害などの症状の有無を判断するのに用いられる簡単なテストのことで、日本では広く行われている認知症検査のひとつ。質問式で 9 項目のテストを行う。最高得点は 30 点。20 点以下を認知症の疑いあり、21 点以上を非認知症と思われるかと区分している。

#### パワレス

もともと持っている力が、何らかの要因によって失われている状態。

#### 包括的・継続的マネジメント支援

地域包括支援センターの事業で、高齢者支援を行う機関とのネットワーク構築、地域のケアマネジャーへの支援を行うこと。介護保険サービス以外の社会資源活用や、ケアマネジャー同士のネットワーク構築、情報交換の場の提供などを行う。

- ま -

#### モニタリング

ケアマネジメントの一過程。ケアプランに照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、介護提供者の活動と利用者の生活を見守ることをいう。

- や -

#### 有料老人ホーム

老人を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の提供又はそのほかの日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等でないものをいう。

#### 養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設。常時介護の必要はないが、心身及び経済的な理由などから居宅における生活が困難な 65 歳以上の高齢者を養護するための施設。

## 資料 4

## 高齢者虐待に関する関係機関一覧

## 苫小牧市役所等

| 施設名                      | 住所                                  | 電話           |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 苫小牧市保健福祉部高齢者支援室<br>介護福祉課 | 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号                 | 0144-32-6111 |
| 北海道胆振総合振興局保健環境部<br>社会福祉課 | 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号<br>むろらん広域センタービル | 0143-24-9839 |
| 北海道保健福祉部福祉局<br>高齢者保健福祉課  | 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目<br>(道庁 6F)        | 011-231-4111 |

## 苫小牧市地域包括支援センター

|                        |                          |              |
|------------------------|--------------------------|--------------|
| 苫小牧市西地域包括支援センター        | 苫小牧市青雲町 2 丁目 12 番 17 号   | 0144-61-7600 |
| 苫小牧市しらかば地域<br>包括支援センター | 苫小牧市しらかば町 5 丁目 5 番 6 号   | 0144-71-5225 |
| 苫小牧市山手地域包括支援センター       | 苫小牧市山手町 1 丁目 1 番 2 号     | 0144-71-5565 |
| 苫小牧市南地域包括支援センター        | 苫小牧市新富町 1 丁目 3 番 7 号     | 0144-71-5005 |
| 苫小牧市中央地域包括支援センター       | 苫小牧市若草町 3 丁目 4 番 8 号     | 0144-36-3712 |
| 苫小牧市三光地域包括支援センター       | 苫小牧市三光町 5 丁目 24 番 20 号   | 0144-33-4165 |
| 苫小牧市東地域包括支援センター        | 苫小牧市沼ノ端中央 4 丁目 14 番 24 号 | 0144-52-1155 |

## 苫小牧市内 官庁関係

|               |                       |              |
|---------------|-----------------------|--------------|
| 苫小牧警察署        | 苫小牧市旭町 3 丁目 5 番 12 号  | 0144-35-0110 |
| 苫小牧保健所        | 苫小牧市若草町 2 丁目 2 番 21 号 | 0144-34-4168 |
| 苫小牧年金事務所      | 苫小牧市若草町 2 丁目 1 番 14 号 | 0144-36-6131 |
| 札幌家庭裁判所 苫小牧支部 | 苫小牧市旭町 2 丁目 7 番 12 号  | 0144-32-3295 |
| 札幌法務局 苫小牧支局   | 苫小牧市旭町 3 丁目 3 番 7 号   | 0144-34-7151 |

## 相談・支援機関

|                         |  |              |
|-------------------------|--|--------------|
| 北海道高齢者総合相談・<br>虐待防止センター | 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目<br>かでの 2.7 2 階         | 011-251-2525 |
| 北海道地域福祉生活支援センター<br>(本部) | 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1<br>北海道社会福祉総合センター 3 階 | 011-290-2941 |
| 北海道胆振地区<br>地域福祉生活支援センター | 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号<br>むろらん広域センタービル内     | 0143-25-2941 |

|                                  |                                     |                            |
|----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 北海道社会福祉協議会                       | 札幌市中央区北2条西7丁目<br>かでの2.7 3階          | 011-241-3976               |
| 苫小牧市社会福祉協議会                      | 苫小牧市若草町3丁目3番8号<br>市民活動センター 1階       | 0144-32-7111               |
| 札幌弁護士会<br>高齢者・障害者支援センター<br>「ホッと」 | 札幌市中央区北1条西10丁目<br>札幌弁護士会館 2階        | 011-242-4165               |
| 成年後見センター・リーガルサポート<br>札幌支部        | 札幌市中央区大通西13丁目4番地<br>中菱ビル6階 札幌司法書士会内 | 011-280-7077<br>(相談専用ダイヤル) |
| 権利擁護センターぱあとなあ北海道<br>(北海道社会福祉士会)  | 札幌市中央区北2条西7丁目<br>かでの2.7 4階          | 011-213-1313               |
| 苫小牧公証役場                          | 苫小牧市表町2丁目3番23号<br>エイシンビル2階          | 0144-36-7769               |
| 苫小牧法律相談センター                      | 苫小牧市表町6丁目2番1号<br>苫小牧駅前プラザ「egao」6階   | 0144-35-8373               |
| 苫小牧市消費者センター                      | 苫小牧市若草町3丁目3番8号<br>市民活動センター3階        | 0144-33-6510               |
| 北海道福祉サービス<br>運営適正化委員会            | 札幌市中央区北2条西7丁目<br>かでの2.7 3階          | 011-204-6310               |
| 北海道国民健康保険団体連合会<br>(苦情係)          | 札幌市中央区南2条西14丁目<br>国保会館 6階           | 011-231-5175               |

|                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 北海道高齢者総合相談・虐待防止センター                  | TEL 011-251-2525 |
| 一般相談：毎週月～金曜日 9:00～17:00 (来所・電話相談)    |                  |
| 専門相談：医療相談 (電話相談のみ) 第3水曜日 13:00～16:00 |                  |
| ：法律相談 (来所・電話相談) 第1～第3月曜日 13:00～16:00 |                  |
| 虐待相談：毎週月～金曜日 9:00～17:00 (来所・電話相談)    |                  |

|  |
|--|
| 札幌弁護士会 高齢者・障害者支援センター「ホッと」                    |
| 予約受付電話：011-242-4165 (専用ダイヤル)                 |
| 予約受付時間：毎週月～金曜日 (祝日除く) 9:00～12:00 13:00～16:00 |
| 来館相談：毎週水曜日 (祝日除く) 13:30～15:30 40分無料          |
| 出張相談：60分 15,000円 (※交通費込み 但し実施は札幌市内のみ)        |

|   |
|---|
| 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート札幌支部 (成年後見制度に関する電話相談) |
| 相談時間：毎週月～金曜日 12:00～15:00                      |
| TEL 011-280-7077 (専門相談ダイヤル)                   |

権利擁護センター ぱあとなあ北海道（北海道社会福祉士会）

（成年後見制度の制度紹介・利用・手続き支援）

相談時間：毎週月～金曜日 9：30～12：00 13：00～16：30

TEL 011-213-1313

出張相談：1時間 2,000円＋交通費実費

日本司法支援センター 法テラス（電話相談：法制度・相談窓口の情報提供）

TEL 0570-078-374

メールでの問合せ（<http://www.houterasu.or.jp/>より専用ページへ）

相談時間：平日9：00～21：00 土曜 9：00～17：00

苫小牧市消費者センター

毎週月～金曜日 9：00～17：00 ※第2・第4金曜日 9：00～20：00

TEL 0144-33-6510

※ 障害者虐待の対応窓口

苫小牧市保健福祉部 社会福祉課（市役所南庁舎1階・14番窓口）

TEL 0144-32-6356（毎週月～金曜日 8：45～17：15）

（夜間・休日対応）

社会福祉法人せらび 苫小牧地域生活支援センター

TEL 0144-75-2808

社会福祉法人緑星の里 相談支援事業所サポート

TEL 0144-55-5692

# 苫小牧市高齢者虐待対応支援マニュアル実践版

平成26年3月

発行：苫小牧市保健福祉部高齢者支援室介護福祉課

編集：苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会 社会福祉士部会

住所：〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話：0144-32-6111

URL：<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>